

保有個人データの開示等の手続きについて 大垣西濃信用金庫

当金庫は、個人情報保護法第24条2項、第25条、第26条1項、ならびに第27条1項および2項に基づき（以下、これらを総称して「開示」といいます）、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求の手続きに対応いたします。

（1）開示等の求めの申し出先について

お客様からの保有個人データの開示等のご請求につきましては、お客様のお取引店窓口にて受付いたします。

（2）開示等の求めの方法について

開示等のご請求につきましては、お客様のお取引店窓口にて当金庫所定の個人情報開示依頼書に住所、氏名、ご請求の個人データの内容などを記入して提出いただくことにより、遅滞なくお手続きをいたします。

（3）開示請求について

お客様は、ご自分の個人情報の開示を請求することができるほか、未成年者や成年被後見人の法定代理人、または任意代理人が本人に代わって開示請求をすることもできます。

（4）開示等ご請求者（代理人を含む）の本人確認について

保有個人データの開示等のご請求を受付けた場合は、確認資料に基づき開示請求者（代理人を含む）のご本人確認をさせていただきます。

（5）開示されない情報

開示請求のあった個人情報は、開示することが原則ですが、法令等また次に定める場合は、不開示とさせていただきます。

不開示を決定した場合は、その旨、理由を付記して通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

※「保有個人データ」の不開示事由について

- ①依頼書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所・当金庫の登録住所が一致しないときなど本人が確認できない場合
- ②代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ③所定の申請書類に不備があった場合
- ④ご請求のあった情報項目が「保有個人データ」に該当しない場合
- ⑤手数料のお支払いがない場合
- ⑥本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- ⑦当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- ⑧他の法令に違反することとなる場合

（6）開示の実施

開示の実施等については、当金庫所定の方法にて開示いたしますので、詳しくは営業店窓口にてお尋ねください。

（7）個人情報開示手数料

開示請求されるにあたっては、当金庫所定の手数料（開示請求書1通につき**1,050**円）また、当金庫所定の手数料等については実費のご負担をお願いすることがありますのでご了承下さい。

（8）開示内容についてご意見がある場合は発効日より起算して60日以内に発行店までお申し出下さい。

（9）ご本人、法定代理人、任意代理人による開示の具体的手続きについては、以下の資料をご参照ください。

任意代理人

任意代理人

任意代理人